

利率保証年金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	スミセイDCたのしみ年金10年
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 保険の種類	利率保証型積立生命保険
4. 商品属性	
基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> ● 払込保険料は、毎月1日に新たに設定される保険(=単位保険)に充当され、確定利回りで運用されます。 ● 保証利率は、残存期間10年の国債の流通利回り等を基準として運用環境に応じて、単位保険ごとに毎月設定され、10年間保証されます。 ● 保険料払込時(更新時)に、ご利用者の年齢が55歳以上(注)の場合には、適用(更新)される保証期間は5年間となります。なお、加入申込の場合は、55歳以上で本商品を選択することはできません。 ● 保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。(払込みの一時中断も可能です。) ● 運用方法の変更に伴う保険料の払込み・解約は自由ですが、保証利率適用期間途中の預替え(スイッチング)の場合、預替え時の金利情勢等に応じて、市場価格調整を適用します。市場価格調整には、「保険料積立金より増加する場合」と「保険料積立金より減少する場合」とがあります。「保険料積立金より減少する場合は、減少額がそれまでの利息相当分を上回り、解約返戻金が元本(払込保険料)を下回ることがあります。 ● 運用は一般勘定で行われます。
給付の方法	<p>年金もしくは一時金での受取りを選択いただくことが出来ます。</p> <p>《確定年金》 ◇年金支払開始時の保険料積立金をもとに、一定期間、一定額の年金を受取る方法です。 ◇年金受取期間は5年・10年・15年・20年のうち、規約で定められた支給期間の中から選択できます。 ◇年金支払期間中にご利用者が死亡された場合には、「残存年金支払期間の未払年金の現価相当額」と「同未払年金の現価相当額に市場価格調整を適用した額」のうち、いずれか大きい方の額をお支払いします。(この場合、受取金額は保険料積立金と同額かそれ以上の金額となります)。</p> <p>《終身年金》 ◇年金支払開始時の保険料積立金をもとに、保証期間中はご利用者の生死にかかわらず、保証期間終了後にご利用者が生存されている限り終身にわたり、一定額の年金を受取る方法です。 ◇保証期間中にご利用者が死亡された場合には、「残存保証期間の未払年金の現価相当額」と、「同未払年金の現価相当額に市場価格調整を適用した額」のうち、いずれか大きい方の額をお支払いします。(この場合、受取金額は保険料積立金と同額かそれ以上の金額となります)。 ◇保証期間は、5年・10年・15年・20年の中から選択できます。</p> <p>《分割払年金》 ◇年金支払開始時の保険料積立金を一定期間(規約で定められた支給期間)に分割して受取る方法です。 ◇積立期間中と同様の方法で運用を継続し、年金給付の都度、単位保険の一部を解約し、解約返戻金が支払われます。なお、お支払いする額は「保険料積立金に市場価格調整を適用した額」になります(この場合、受取金額は保険料積立金を下回る場合があります)。</p> <p>《一時金》 請求時点における各単位保険の「保険料積立金」と「保険料積立金に市場価格調整を適用した額」のいずれか大きい額を合計した額をお支払します(この場合、受取金額は保険料積立金と同額かそれ以上の金額となります)。</p> <p>* 5年経過以降、分割払年金および確定年金を一時金受取へ変更する場合には、「保険料積立金もしくは未払年金の現価相当額に市場価格調整を適用した額」をお支払いします。なお、保証期間付終身年金については、一時金受取への変更を行うことができません。</p> <p>* 障害給付金を60歳未満でお受取りになる場合は、一時金の受取りまたは分割払年金のお取扱いとなります。</p>
保険期間	保険料の払込時から給付終了時まで
5. お申込み方法 拠出単位/拠出限度額	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。 1円以上、1円単位、上限額なし

項目	内容
6. 利率について	
利率の設定／適用	<p>【積立期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保証利率は、残存期間が10年の国債の流通利回り等を基準に毎月1日に設定されます。 ● 当月中に入金された保険料は、当月適用される保証利率で運用されます。 ● 55歳以上(注)で設定される保証利率は、残存期間が5年の国債の流通利回り等を基準に毎月1日に設定されます。 <p>【年金給付時】</p> <p>《終身年金・確定年金選択時》◇年金支払開始時に年金種類ごとに保証利率が設定されます。 ◇年金原資となる保険料積立金は、適用される保証利率で運用されます。</p> <p>《分割払年金選択時》◇積立期間中と同じです。</p>
保証利率の適用期間	<p>【積立期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保証利率の適用期間は10年です。(期中で変更することはありません。) ● ただし、保険料払込時にご利用者の年齢が55歳以上(注)の場合には、適用される保証期間は5年となります。 <p>【年金給付時】</p> <p>《終身年金・確定年金選択時》◇保証利率は年金支払期間中保証されます。</p> <p>《分割払年金選択時》◇保証利率は積立期間中と同じです。</p>
保証利率適用期間満了時の取扱い	保証利率適用期間満了時における国債の流通利回り等を基準に新たな保証利率が自動的に設定され、適用されます。新たに設定される保証利率は、次の保証利率適用期間満了時まで保証されます。(ただし、更新時にご利用者の年齢が55歳以上(注)の場合には、新たに設定される保証利率適用期間は5年となります。)
7. 手数料その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証利率の提示にあたっては、保険関係費用等(契約維持等に関わる諸手数料)をあらかじめ差し引いております。 ● 保証期間満了前に中途解約された場合、市場価格調整が適用される場合があります。(市場価格調整については、「10.預替え(スイッチング)時の取扱い」をご覧ください。)
8. 配当金	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の決算により剰余金が生じた場合、社員配当金が支払われる場合があります。 ● 配当金は、積立期間中は保険料積立金に充当され、年金開始後は給付金と併せて支払われます。
9. 持分の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料積立金は、元本に保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて算出されます。ただし、市場価格調整を適用する場合、保険料積立金に対応する資産の時価の変動を反映した金額が持分になります。具体的には、その時点の金利情勢等(基準日における金利、適用している保証利率、残存期間等)により、「保険料積立金より増加する場合」と「保険料積立金より減少する場合」とがあります。(市場価格調整については、「10.預替え(スイッチング)時の取扱い」をご覧ください。)
10. 預替え(スイッチング)時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料積立金の全部または一部を解約して預替え(スイッチング)を行う場合、解約時の市場金利に応じて、所定の市場価格調整が適用されることがあります。市場価格調整には、金利情勢等によって「保険料積立金より増加する場合」と「保険料積立金より減少する場合」とがあります。「保険料積立金より減少する場合は、減少額がそれまでの利息相当分を上回り、解約返戻金が元本(払込保険料)を下回ることがあります。 ● 市場価格調整の適用の有無及びその金額については、保証利率設定時の市場金利および解約時の市場金利により異なります。
11. 中途退職時の取扱い	離転職などにより、個人型年金や他の企業型年金に移換する場合には、請求時点における各単位保険の「保険料積立金」と「保険料積立金に市場価格調整を適用した額」のいずれか大きい額を合計した額を移換金としてお支払いします(この場合、受取金額は保険料積立金と同額かそれ以上の金額となります)。
12. セーフティーネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険業法に基づき設定された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)には、すべての生命保険会社が会員として加入しています。 ● 会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この措置が図られたとしても、責任準備金および給付金が削減されるなど、契約条件が変更されることがあります。 ● 詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820)までお問い合わせください。
13. 引受会社	住友生命保険相互会社
(注)	「55歳以上の判定について」 年齢の判定については、掛金の対象年月や入金予定年月を基準に行うため、判定基準日において55歳を経過している場合には、スミセイDCたのしみ年金5年に振り替えられます。

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆当資料は、確定拠出年金法施行規則第20条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。